

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

内容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性
【第1節】ごみ処理基本計画の基本的な枠組み(p.50)			
目標1 ごみ50%削減(p.50)			
① ごみ量(燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ)を、平成13年度(68,395t)に対して、環境基本計画目標年度(平成25年度)に50%削減します。なお、目標年度(平成32年度)には54%削減することを目標にしています。	ごみ50%削減	平成13年度 68,395 t (基準) 平成14年度 69,180 t +1.1% 平成15年度 69,854 t +2.1% 平成16年度 69,885 t +2.2% 平成17年度 70,023 t +2.4% 平成18年度 67,097 t -1.9% 平成19年度 61,978 t -9.4% 平成20年度 59,071 t -13.6% 平成21年度 57,683 t -15.7% 平成22年度 42,294 t -38.2% 平成23年度 43,322 t -36.7% 平成24年度 43,362 t -36.6% 平成25年度 43,052 t -37.1% 平成26年度 42,813 t -37.4% 平成27年度 42,821 t -37.4%	C 未達成・未実施 「家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」による削減効果は大きかったものの、目標(50%削減)の達成には至らなかった(37.1%削減)。「ごみ減量化・資源化の推進」が府中市総合計画の施策とされており、引き続きごみ量の削減を目指す方向性は変わらないが、削減目標をどのように設定するかについて、慎重な検討を要する。なお、総合計画(前期基本計画)の施策指標「平成26年度から4年間で市民一人1日当たり50gのごみ・資源物の削減を目指す」についても、実績の把握と後期基本計画の施策指標設定が課題となる。
目標2 リサイクル率日本一の実現(p.50)			
② リサイクル率を、環境基本計画目標年度(平成25年度)に55%、目標年度(平成32年度)に58%にすることを目標とし、同規模の都市内におけるリサイクル率日本一を目指します。	リサイクル率日本一の実現	環境省「日本の廃棄物処理」より(人口10万人以上50万人未満の市町村中) 平成22年度 7位 37.9% (1位 倉敷市 47.8%) 平成23年度 6位 38.7% (1位 小金井市 47.9%) 平成24年度 6位 39.5% (1位 小金井市 48.4%) 平成25年度 6位 38.8% (1位 小金井市 49.8%) 平成26年度 6位 38.5% (1位 小金井市 49.2%)	C 未達成・未実施 リサイクル率については、同規模自治体(約240団体)内で常に上位に入っており、決して悪い数字ではないが、リサイクル率1位の団体とは常時約10ポイント程度の差があり、1位の実現は相当難しい。なお、目標ではリサイクル率55%及び58%で日本一としているが、実際の1位より約10ポイント高い設定であり、このあたりは現実的な目標を再検討すべきである。リサイクル率を目標に設定するのか、また、その場合どのような数値目標を設定するの等かについて、慎重な検討を要する。
目標3 すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現(p.50)			
③ すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現(具体的な言及なし)	すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現	市民会議や七社会など、市民・事業者とは常設の会議等を通じて協働している現状がある。具体的な指標設定がなく、進捗管理は難しい。	A 達成(おおむね達成できている) 理念的目標設定だが、市では総合計画において重点プロジェクト「市民が主役のまちづくり」を掲げ、「市民協働」を市政運営の柱に据えている現状には合致した目標設定でもある。ただし、進捗管理の難しさはあり、継続するにしても、その取扱いについては検討を要する。

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性	
【第2節】ごみ排出抑制のための施策(p.52)					
1 事業者による取組の促進(p.52)					
(1)マイバッグ持参運動の継続(p.52)					
1	<p>市民団体・販売店等により推進しているマイバッグ持参運動は、家庭ごみの有料化以降、持参率の上昇がみられます。このような成果を継続させるために、この運動を継続し、市民に対してレジ袋の削減を呼びかけます。</p> <p>また、この運動を更に発展させるためには、マイバッグを持参しない無関心層などへのアプローチが不可欠です。そのため、今後は、市民団体や販売店、商店街などと連携し、単にごみ減量の観点ではなく、デザインの良さや機能性などの情報を収集し広報するなど、様々な視点からマイバッグの持参やレジ袋の削減を呼びかけます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参運動を継続 ・無関心層などへのアプローチ(デザインや機能性などの情報を収集・広報など) 	<p>○マイバッグコンクール実施 応募数：小・中学生125点、一般2点(平成27年度) 小・中学生29点、一般1点(平成28年度) マイバッグ持参率は、平成22年度と比較すると、大幅に増加している。 環境まつりやリサイクルフェスタでの啓発活動。</p>	<p>A 達成 (おおむね達成できている)</p>	<p>マイバッグの持参率は、平成22年度と比べて増加しているため、今後も引き続きマイバッグ持参運動を行い、商店街や販売店と連携して市民にレジ袋の削減を呼びかける。また、マイバッグコンクールは前年度に比べて大幅に減少したため、情報の周知や啓発をより一層行っていく。</p> <p>A- 更なる充実(おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)</p>
(2)マイボトル持参運動の検討と試行(p.52)					
2	<p>ごみの発生抑制を推進し、買い物の時からごみ減量の意識づけをしていく新たな取組として、マイボトル持参運動を進めます。</p> <p>また、10～15年後の将来像として、市内の多くの販売店がリユース・リサイクルの拠点となるよう、市内の買い物客は、マイバッグはもちろん、飲料についてもマイボトルを持参し、中身だけを購入するといったライフスタイルへの転換を目指します。</p> <p>その一つの取組として、市民団体・販売店・商店街・メーカー・市が連携し、マイボトルに対応した飲料給水機器などの設置について検討・試行を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイボトル持参運動 ・マイボトルに対応した飲料給水機器などの設置への検討・試行 	<p>イベントでのパネル展示や情報紙「府中のごみ」などでマイボトルの持参について啓発を行った。販売店や市民団体などとの連携は未実施。</p>	<p>B 一部達成</p>	<p>ライフスタイルの転換を目指していることから、マイボトル持参の認知度と意識づけのため、引き続き啓発活動を行う。</p> <p>B 方法見直し(進んでいないため、手法・方法等を工夫し進めていく)</p>
(3)容器包装使用料の削減など、販売事業者に対する働きかけ(p.52)					
3	<p>市内の販売店と協議を行いながら、以下の取組を販売業者に促します。</p> <p>ア レジ袋の削減、ばら売りの推進など容器包装使用量の削減</p> <p>イ 詰め替え容器や再生品、グリーンマーク商品など、環境に配慮した商品の積極販売削減の働きかけの対象となる販売店は、スーパーマーケット等の大型店や商店会などから始め、徐々に拡大します。</p> <p>また、「ごみが少ない売り方」や「店頭回収の品目が豊富」といった市民や事業所に有益な情報を、積極的にPRします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業所に有益な情報の積極的なPR 	<p>レジ袋削減のためのマイバッグ店頭回収を行っている店舗の一覧を府中市ホームページ上で公開。</p>	<p>B 一部達成</p>	<p>PRは引き続き行っていく、販売店との協議を経て事業者にとり組みを促すよう検討。</p> <p>A- 更なる充実(おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)</p>
(4)リサイクル推進協力事業所制度の見直し(p.52)					
4	<p>販売店との協議を続ける中で、市民・事業者との協定や覚書の締結など、販売店の取組成果を公表・チェックする仕組みづくりを検討します。これに伴い、従来のリサイクル推進協力事業所制度の見直しを図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・販売店の取組成果を公表・チェックする仕組みづくりの検討(リサイクル推進協力事業所制度の見直し) 	<p>リサイクル推進協力事業所制度の見直しは実施していない。</p>	<p>C 未達成・未実施</p>	<p>行政・事業所両者にとってメリットのある制度でなければ、普及は進まないことから、当制度の必要性を改めて検討していく。</p> <p>C 抜本見直し(削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある)</p>

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性	
5	(5) 事業活動のグリーン化の推進(p.53)				
	すでに市内の大規模事業所等では、ISO14001の認証取得など、環境に配慮した事業活動の推進が取組まれているところ。今後、こういった取組をさらに広げるため、環境省の中小事業所向けの認証「エコアクション21」の取得を呼びかけるなど、事業活動に伴う廃棄物の削減や自らの商品・サービスのグリーン化を進めます。	・事業活動に伴う廃棄物の削減や自らの商品・サービスのグリーン化(「エコアクション21」の取得など)	「エコアクション21」の取得を呼びかける活動については、実施していない。	C 未達成・未実施	C O ₂ 排出量やエネルギーコストの削減といった「グリーン化」は、各事業所における環境に配慮した事業活動により、一定程度は進んでいるものと推測されるが、行政の施策として「グリーン化」を推進するためには、具体的な手法を検討する必要がある。 B 方法見直し(進んでいないため、手法・方法等を工夫し進めていく)
6	(6) 国や関係機関に対する要望(p.53)				
	拡大生産者責任の考えに基づき、生産者や販売者へ流通・販売等の各段階におけるごみの発生抑制の取組や自主的な回収を促すため、他自治体や各種団体等と連携し、都や国へ要望を行います。	・他自治体や各種団体等と連携した都や国への要望	都や国への要望は実施していない。	C 未達成・未実施	拡大生産者責任の考えに基づく発生抑制や自主回収は進んでいるものと思われる。都や国への要望行動は、必要に応じて実施する可能性はあるが、現時点で予定しているものはない。 C 抜本見直し(削除あるいは新しい展開等再検討する必要がある)
2 市民による取組の促進(p.54)					
7	(1)【重点施策】生ごみ減量の推進(p.54)				
	「食材を多く買いすぎない」、「食べ残しをしない」、「生ごみは一絞りにして水分をとる」といった生ごみそのものの発生を抑制するため、料理や買い物の工夫など自ら実践できる方法や「食」に関する情報など、「食を知る・楽しむ」などの視点も踏まえたPRや広報を行います。 また、生ごみの排出抑制を推進するため、生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機の購入に対する補助制度を継続します。また、家庭内での生ごみ処理を継続してもらうよう、生ごみ処理の実践方法の啓発を行うなど、地域ごみ対策推進員などの協力を得ながら、市民参加による取組の継続と拡大を進めます。	・「食を知る・楽しむ」などの視点も踏まえたPRや広報 ・生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機購入に対する補助制度の継続 ・生ごみ処理の実践方法の啓発など、市民参加による取組の継続と拡大	○ごみ減量化処理機器購入費補助事業 堆肥化容器/生ごみ処理機件数、補助金額：7件/61件、約1,489千円(平成27年度) 堆肥化容器/生ごみ処理機件数、補助金額：16件/69件 約1,915千円(平成26年度) ○家庭廃食用油回収事業 回収量：7,023L(平成27年度) ○キエーロモニター検証事業 ①ペランダdeキエーロ 処理量/検証者数：229kg/10世帯 ②大型キエーロ 処理量/検証者数：92kg/10世帯(平成27年度) ○生ごみ資源循環モデル事業 普段捨ててしまいがちな食品を利用したレシピや食品ロスに関する情報を掲載した「エコレシピのすゝめ」を発行し、市内スーパー19カ所に設置。	B 一部達成	・食についてのPRと広報についてはイベントや広報紙など様々な媒体を通じて今後も継続して行っていく。 ・生ごみ処理量削減に向けて、市民が自家処理できる仕組みづくりを目指す。 ・ごみ減量化処理機器購入費補助事業の申請件数は年度によって波があるが、一層の普及を図りながら、今後も引き続き補助制度を継続していく。 A- 更なる充実(おむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)
	(2) 容器包装材の発生抑制の推進(p.54)				
8	買い物の際のマイバッグ持参やばら売り・量り売りでの商品購入、店頭回収の利用など、容器包装廃棄物の発生抑制の取組を市民に呼びかけます。	・容器包装廃棄物の発生抑制の取組について市民に呼びかける	マイバッグキャンペーンによる呼びかけや、イベントなどでのマイバッグの持参などの啓発を行った。	B 一部達成	マイバッグのほか、量り売りなどの容器包装抑制について呼びかけていく。 A- 更なる充実(おむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性	
9	(3)フリーマーケットや不用品交換活動の支援(p.54)				
	フリーマーケットの開催や不用品交換など、市民による日常の再利用(リユース)活動の支援を行います。また、NPO 法人が運営参加する「リサちゃんショップ けやき」活動の継続など、市民団体主体によるリユース活動の推進を支援します。	・市民による日常のリユース活動の支援 ・「リサちゃんショップ けやき」活動の継続 ・市民団体主体によるリユース活動の推進を支援	○「リサちゃんショップ けやき」活動の継続 ①リサイクルマーケットの実施 受付件数：117,516件(平成27年度) ②リサイクルバンク実施 成立件数：ゆずりたい品155件、ほしい品7件 売却点数：1,124点(平成27年度) ③リサイクルショップ(再生家具販売) 売却点数：1,124点(平成27年度) ○物の有効活用啓発事業(おもちゃの病院) 受付件数/実施回数：421件/12回(平成27年度) ○フリーマーケット(リサイクルフェスタ)開催 出店数：94店(平成27年度) ○リサイクル自転車販売事業 販売台数/店舗数：376台/11店舗(平成27年度)	A 達成 (おおむね達成できている)	リサちゃんショップの利用者数拡大に向け、広報の方法やショップでの事業内容について検討していく。
10	3 取組を支える制度・しくみの充実(p.55)				
	(1)PR・広報の充実(p.55)				
	ごみ広報紙「府中のごみ」の発行や市ホームページの充実など、市民の参加も得ながら、ごみに関するPR・広報の充実を図ります。また、様々な機会でごみに関する情報を発信するため、ごみ以外の分野で発行する「広報誌」や「各課からのお便り」などを活用し、ごみに関する情報を掲載していくよう関係機関と連携します。	・ごみに関するPR・広報の充実 ・「広報誌」や「各課からのお便り」などへのごみに関する情報の掲載について関係機関と連携する	○「3R通信」の発行(リデュース、リユースの具体的な取組み紹介) ○ごみの情報紙「府中のごみ」の発行 市広報「広報ふちゅう」や「府中のごみ」を年2回発行しているほか、新たに「3R通信」を発行。テレビ広報「まるごと府中」でもPRを行っている。ホームページは不定期で更新している。	A 達成 (おおむね達成できている)	市からの広報については複数の媒体を通して広報できているため、今後は市民参加を得ながらという視点での方法を模索していく必要がある。
(2)【重点施策】将来世代への環境・ごみ教育の実施(p.55)					
11	環境学習講座やリサイクル教室の開催、児童・生徒に対する出張授業の開催など、市民と協力しながら環境教育・環境学習を進めます。当面は、リサイクルフェスタや文化センターまつりなど既存の取組を継続して実施するとともに、地域ごみ対策推進員などのごみ減量を実践する市民が、市が実施する出前講座等に積極的に参加するなど、取組の拡充を図ります。	・リサイクルフェスタや文化センターまつりなど既存の取組の継続 ・ごみ減量を実践する市民の出前講座等への参加に向けた取組の拡充	○フリーマーケット(リサイクルフェスタ)開催 出店数：94店(平成27年度)【再掲】 ○ごみ減量対策作品コンクールの実施 応募数：3R推進ポスター111点、3R推進標語380点(平成27年度) ○リサイクルバスツアー 実施回数/参加人数：31回/1,646人(平成27年度) ○リサイクルプラザ見学 参加人数：1,344人(平成27年度) ○ごみ減量ローラー作戦(地域説明会) 実施回数/参加人数：8回/268人(平成27年度) イベントなど既存の取組については継続して実施している。また、地域説明会も小学校対象に行い次世代への教育に取り組んでいる。	A 達成 (おおむね達成できている)	既存の事業は継続するとともに、さらなる次世代への教育を進めていくために、学校と協力しながら実施できる方法を模索していく。
12	(3)地域ごみ対策推進事業の推進(p.55)				
	地域のごみ対策推進員をごみの3R推進のリーダーとして位置づけ、研修の充実や地域単位の取組項目の設定など、地域単位での3R活動の充実を図ります。	・地域ごみ対策推進員への研修の充実や地域単位の取組項目の設定	○地域ごみ対策推進事業 参加自治会数/推進担当人数：199団体/878人(平成27年度)	B 一部達成	推進員数や選出自治会数は、年々減少傾向にあるため、推進員を選出する自治会数を増やす取組を検討していく。また、推進員に役割を理解していただくことにより、事業の充実や3Rの推進に繋がることから、推進員を対象とした研修会を実施する。

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内 容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性	
13	(4)市民の3R活動を支えるための新たな制度の検討(p.55)				
	<p>従来から行う生ごみの減量や再生品の利用、集団回収の促進など、市民や地域でのグループ単位の3R活動を推進するため、必要な支援制度について検討します。</p> <p>また、更なる市民の3R活動の推進に向け、支援対象をリサイクル活動からリデュース・リユース活動へ拡充した新たな制度を検討します。</p> <p>＜支援対象の拡充案＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域単位の総ごみ発生量(少ない地域に報償) ・マイバックやマイボトルの持参率(高い地域に報償) ・フリーマーケットの開催数・出店数、売買点数(高い地域に報償) ・ポイ捨て発生率(少ない地域に報償) など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や地域でのグループ単位の3R活動を推進するために必要な支援制度の検討 ・支援対象をリサイクル活動からリデュース・リユース活動へ拡充した新たな制度の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量化処理機器購入費補助事業 ○再生家具販売事業 ○リサイクル自転車販売事業 ○資源物回収事業奨励金交付事業 ○再生資源取扱事業者奨励金 	<p>B 一部達成</p> <p>既存の事業は一定の成果が出ていることから継続する。また、リデュース・リユースを取り組む動機づけとなるような制度について検討していく。</p>	<p>A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)</p>
14	【第3節】ごみ分別排出管理のための施策(p.56)				
	1 家庭ごみの排出管理(p.56)				
	(1)分別区分と排出方法(p.56)				
	<p>家庭ごみの分別区分・排出方法は下表のとおりとします。なお、ごみ・資源の処理方法の変更や、新たな資源化の調査研究の状況に応じて、分別区分・排出方法について検討し、見直しを行います。</p> <p>(下表省略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分別区分・排出方法の検討、見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○粗大ごみコールセンターを設置し、電話・インターネットによる粗大ごみ収集申込み方法へ変更(平成27年10月) ○分別区分・排出方法の見直しについては、現在「汚れた容器包装プラスチックを可燃ごみで排出」「解体した粗大ごみを袋ごみで排出可とする」「リチウムイオン電池を含む製品を不燃ごみではなく危険ごみなどとする」点について、その実現可能性について検討を進めている。 	<p>A 達成(おおむね達成できている)</p> <p>分別区分・排出方法の検討、見直しは、常時点検と見直しの検討を継続する。</p>	<p>A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)</p>
15	(2)【重点施策】分別排出ルールの徹底(p.57)				
	<p>各種PR・啓発事業や地域ごみ対策推進員との協力により、各家庭による正しいごみの排出を働きかけます。特に燃やすごみの中に、多く含まれている資源化できる紙類や、排出区分が分かりにくい容器包装プラスチックの分別などの啓発を充実します。</p> <p>また、集合住宅に対しては、住民の転入が多いため、転入時の指導を徹底し、管理者・家主と十分な連携を図って、住民へ正しいごみの排出を働きかけていきます。なお、市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない10世帯以下の集合住宅などについては、地域ごみ対策推進員など地域住民等と連携し、市指導員による指導を強化します。</p> <p>ルール違反で排出されるごみについては、収集作業員はルール違反シールを貼り収集せず、市指導員が違反者に対して指導を行います。</p> <p>一方、管理者や家主、居住者の協力により、良好な分別排出が維持されている集合住宅に対しては、その取組や成果を紹介するなどの情報を提供し、住民協力の重要性を周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の転入時における指導の徹底 ・市条例による廃棄物管理責任者の選任の規定がない10世帯以下の集合住宅などに対する市指導員による指導強化 ・ルール違反で排出されるごみへの違反シール貼付、市指導員による指導 ・良好な分別排出が維持されている集合住宅の取組や成果を紹介するなどの情報を提供し、住民協力の重要性を周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築に伴う資源・ごみ保管場所等協議件数：集合住宅27件(平成27年度) ○古紙の持ち去りに関する協働連携協力について関連団体と協定締結(平成28年5月) ○ごみの分別豆知識「教えて！リサちゃん」の掲載(広報ふちゅうに不定期掲載) ○ごみ・資源分別辞書の発行 ○平成27年度より指導係を新設し、ごみの分別・排出指導を事業所対策担当、集合住宅対策担当、市内を東・中・西に振り分けた各地域担当を合わせ5班体制で業務にあたっていたが、平成28年度より北東部・南東部・北西部・南西部・事業所担当の5班体制に変更し集合住宅担当は各地区担当に振り分け、より繊細に指導をおこなっている。 ○資源物の持ち去り行為を禁止する条例を平成27年4月1日より施行。毎週水曜日に市内パトロールを実施している。 ○平成28年5月25日に、古紙持ち去り防止強化を図るため、民間事業者(関東製紙原料直納商工組合、府中廃棄物処理事業協同組合、公益社団法人東京都リサイクル事業協会)と府中市が「古紙の持ち去り防止に関する協働、連携協力協定」を締結。 	<p>A 達成(おおむね達成できている)</p> <p>引き続き適切な分別・排出の徹底を進めて行く。引き続き資源の日パトロールを実施する。</p> <p>各種広報媒体を活用し、分別方法についてより分かりやすく市民に周知していく。</p>	<p>A- 更なる充実(おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)</p>

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内 容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性	
16	(3)【重点施策】集団回収の拡充(p.57)				
	市による資源の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかるため、市場性のある資源については、可能な限り民間の活力の中でリサイクルすることで、市の処理費用の低減につながり、さらに市民のごみ減量意識の啓発にもつながります。 本市の1人あたりの集団回収量は、多摩地域の中でも高い水準にあります。今後は、戸別収集の開始に伴った影響や集団回収実施者の高齢化などの影響により、回収量の減少が懸念されます。集団回収量の高い水準を維持・拡充するため、集団回収の利点や排出場所などを市民に周知するとともに、より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策を検討します。	・集団回収の利点や排出場所などの周知 ・より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策の検討	○資源物回収事業奨励金交付事業 登録団体数/交付額：436団体/約66,512千円(平成27年度) ○再生資源取扱事業者奨励金 登録業者数/交付額：24業者/約13,303千円(平成27年度) ○資源物回収用保管庫購入費補助 申請件数：7件(平成24、25年度)	A 達成 (おおむね達成できている)	登録団体数及び回収量を増やし、行政収集量減を目指す。 A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)
17	(4)【重点施策】店頭回収の促進(p.57)				
	市による資源の分別収集・リサイクルは、一定の費用がかかります。住民が自ら、食品トレイやペットボトルを買ったお店に持ち込み、事業者(販売者)がリサイクルすることは、市の処理費用の低減につながり、事業者にとっても容器包装リサイクル法での費用負担の軽減や環境に配慮した事業者という企業イメージの向上につながります。こうした店頭での資源回収を促進していくために、エコポイントの導入などにより住民の協力を促し、店舗での回収体制を支援するとともに、積極的に取り組む事業者の情報を提供します。	・エコポイントの導入など、店舗での回収体制を支援 ・積極的に取り組む事業者の情報の提供	○ペットボトル店頭回収事業 回収量：131.2t(平成27年度) ○店頭回収を実施している市内のスーパー店舗数：19(平成27年12月現在)	B 一部達成	店頭回収を実施しているスーパーの情報を定期的に更新し、イベント、ホームページ、各種発行物などで定期的に情報発信していく。また、効果的な新たな発信手段も検討していく。 A- 更なる充実(おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)
18	2 事業系ごみの排出管理(p.57)				
	(1)事業系ごみの排出区分(p.57)				
	事業系ごみは自己処理を原則としますが、1回の排出量が10キログラム未満の少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による排出・収集を行うこととします。	・事業系有料袋による排出・収集の実施	少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による排出・収集を行っている。	A 達成 (おおむね達成できている)	事業系有料袋による排出・収集については、特に制度上の問題が把握されていないため継続するが、家庭系有料袋の排出と同様に、分別状況の確認や改善点の把握等は必要と思われる。 A- 更なる充実(おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性
19	(2)【重点施策】事業系ごみの排出指導徹底(p.58)			
	<p>延べ床面積1,000 m²以上の事業用大規模建築物(約100事業者)に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、個別の指導を徹底します。</p> <p>また、事業系有料袋で市のごみ収集に排出する事業者(約2,800事業者)は登録制とし、適切な指導を行います。ルール違反のごみについては、家庭ごみと同様に収集対象外とし、市指導員による指導を徹底します。その他、許可業者による収集や自己搬入を行う事業者に対しても、市指導員による排出指導や中間処理施設での搬入ごみ検査を行うなど、適正なごみの排出と分別を徹底します。</p> <p>事業系ごみは、これまでダストボックスに混入して排出されていたものも相当量あると推測されます。そのため、ダストボックスの廃止後、一時的に事業系ごみ量(許可業者による収集量、自己搬入量)が増加することも考えられます。</p> <p>事業系ごみは、自らの責任で処理することが原則です。許可業者収集や自己搬入を利用している事業所はもちろんのこと、登録の上、市の収集にごみ・資源を排出している少量排出事業者に対しても登録制度などを活用して実態を把握し、ごみの減量・リサイクルを各事業者に徹底します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 再生利用に関する計画書の提出・廃棄物管理責任者の選任を義務付けと個別指導の徹底(延べ床面積1,000 m²以上の事業用大規模建築物) 事業系有料袋利用事業者の実態把握と適切な指導 市指導員によるルール違反ごみへの指導徹底 許可業者収集や自己搬入事業者に対する排出指導や搬入ごみ検査 	<p>○大規模建築物再生利用状況調査 件数：203件(平成27年度)</p> <p>○建築に伴う資源・ごみ保管場所等協議 件数：事業用建築物(延床面積1,000 m²)8件、開発行為18件(平成27年度)</p> <p>○平成27・28年度は大規模建築物再生利用状況調査を各年度203件実施した。現地立入調査は各年度40か所行い、個別指導を実施。</p> <p>○小規模事業等に出向いて、個別調査・個別指導を行う。</p>	<p>事業所の廃棄物に関して、住宅と併用している場合のごみ排出の区別化(事業系・家庭系)を徹底指導する。</p>
20	(3)資源回収ルートの整備(p.58)			
	<p>総ごみ排出量の減量には、事業系ごみの減量とリサイクルの推進が不可欠です。延べ床面積1,000 m²以上の大規模建築物は、再生利用に関する計画書の提出などにより古紙などの資源化を進めており、事業者が自ら責任を果たしています。しかし、少量排出事業者の古紙類は、家庭ごみにおける集団回収などの仕組みがないこともあり、決められた量まで市が無料で収集しています。事業系ごみの自己処理責任を徹底するために、古紙類などについては、事業者自らが問屋などへ持込みを行う、商店街単位で古紙回収業者に委託し資源化を行う、などの取組を促します。</p> <p>また、積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者を紹介することにより、市民の関心を高め、事業者の取組を喚起します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者自身による問屋などへ持込み、商店街単位での古紙回収業者への委託・資源化などの取組を促進 積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介 	<p>事業者による問屋持込みや商店街単位での委託資源化を促してはいない。</p> <p>少量排出事業者の古紙無料回収は実施している。</p> <p>ごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介は、定例的に実施しているものはない。</p>	<p>事業者による問屋持込みや商店街単位での委託資源化を促す方法については、具体的な「促す」手法を検討する必要がある。</p> <p>積極的にごみ減量やリサイクルに取り組む事業者の紹介は、必要に応じて市の広報媒体に掲載することは可能と思われる。</p>

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性	
21	3 不法投棄対策の推進(p.58)				
	不法投棄を防止するためには、不法投棄をさせない環境をつくるのが大切です。きれいな場所には、不法投棄をしにくいように、地域住民へボランティアによる清掃の協力を呼びかけ、きれいな環境を保つとともに、投棄された場合には、迅速に片付けるなどの対応が必要となります。特に、不法投棄が多い地域については、地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じます。また、ごみ排出ルールの徹底とマナーの向上を継続して呼びかけるとともに、不法投棄の発生状況などの情報発信を行い、不法投棄に対する関心を地域全体で高めていく取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民ボランティアによる清掃の協力を呼びかけ ・不法投棄が多い地域において、地域との連携を強化し、不法投棄防止パトロールなどの対策を講じる ・ごみ排出ルール徹底とマナー向上の呼びかけの継続 ・不法投棄の発生状況などの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄多発地域における不法投棄禁止看板等の設置ならびにパトロールの実施による、不法投棄防止対策の実施 ○不法投棄多発する場所の土地所有者ならびに管理者に対する、不法投棄防止対策の指導・啓発 	A 達成 (おおむね達成できている)	引き続き不法投棄防止対策を進めて行く。 A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)
22	4 適正処理困難物等の処理(p.59)				
	(1) 法定処理困難物等の適正処理(p.59)				
	国が指定する適正処理困難物(スプリング入りマットレスを除く)、家電リサイクル法をはじめとする各種リサイクル法に従い処理を行うもの(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫など)、各業界の自主回収品(消火器、二次電池など)、中間処理施設等の受入基準に適さないもの(畳、コンクリート製品など)については、本市では処理を行わないこととし、処理業者を紹介するなど排出者へ適正な排出を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・国が指定する適正処理困難物、各種リサイクル法に従い処理を行うもの、各業界の自主回収品、中間処理施設等の受入基準に適さないものの適正な排出を促す 	回収方法が決められているパソコンやテレビ、エアコン等はそれぞれの手続きに従い排出するよう指導している。また、処理困難物についても専門業者を紹介し、適正な排出を促している。	A 達成 (おおむね達成できている)	引き続き、正しく排出するよう啓発・指導をする A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)
(2) 在宅医療廃棄物の処理(p.59)					
23	家庭から排出される在宅医療廃棄物については、在宅医療の増加に伴い、排出方法の見直しを検討する必要があるため、その性状や感染性等の状況により、関係機関等と協議し、排出方法の見直しを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療廃棄物についての関係機関等との協議、排出方法の見直し 	在宅医療廃棄物は医療機関を経由した排出を原則としているが、現状では「医療廃棄物」は「収集できません」と分別辞書に掲載しているのみ。家庭ごみでの排出可否の問い合わせに対して、その都度検討し回答している現状がある。関係機関との協議は実施していない。	B 一部達成	在宅医療が進展する中で、家庭ごみとしての排出の要請が高まっており、収集の可否の検討やルールづくりの必要性がある。 B 方法見直し(進んでいないため、手法・方法等を工夫し進めていく)
【第4節】ごみ・資源の収集運搬のための施策(p.60)					
24	1 家庭ごみの収集運搬体制の確立(p.60)				
	ごみ・資源の収集運搬体制は下表のとおりとします。なお、廃棄物会計分析や市民意識調査により収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェックを行い、必要に応じて収集頻度や区域割りを見直すこととします。 (下表省略)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物会計分析や市民意識調査による収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェック ・収集頻度や区域割りの見直し 	会計分析は行っていない。市民意識調査は今回の一般廃棄物処理基本計画の改定に併せて実施している。収集運搬事業の効率性・利便性の定期的なチェックは、定期的な行政と事業者間の会合においてコミュニケーションをとる中で確認しているが、収集頻度や区域割りの変更は現状では検討されていない。	B 一部達成	廃棄物会計分析の実施の必要性については検討しなければならないが、収集運搬にかかるチェックは、適宜継続的に行っていく必要がある。 A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)
25	2 事業系ごみの収集運搬体制の確立(p.60)				
	事業系ごみは市に登録した少量排出事業者のごみのみ収集運搬を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・少量排出事業者のごみの収集運搬の実施 	市に登録した少量排出事業者のごみについては、事業系有料袋による収集・運搬を行っている。	A 達成 (おおむね達成できている)	事業系有料袋による排出・収集については、特に制度上の問題が把握されているものではないため継続するが、家庭系有料袋の排出と同様に、分別状況の確認や改善点の把握等は必要と思われる。 (【第3節】2(1)と同内容の施策) A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内 容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性	
26	3 手数料の見直し(p.60)				
	家庭ごみの収集有料化導入の効果について適宜チェックを行い、必要に応じて収集手数料の見直しを行います。事業系ごみについても同様に排出状況を適宜チェックし、必要に応じて処理手数料の見直しを行うこととします。	・家庭ごみの収集有料化導入の効果のチェックと収集手数料の見直し ・事業系ごみの排出状況チェックと処理手数料の見直し	家庭ごみの収集手数料、事業系ごみの処理手数料については、現在のところ、その見直しを実施する必要性は言われていない。見直しの必要性については事実上チェックされているが、「見直し」は未実施。	C 未達成・未実施	手数料の見直しについては、常時検討を継続する。政策的な課題がある場合は、近隣他市との均衡なども考慮しつつ、見直しを実施する可能性はある。
27	4 収集運搬による環境負荷の低減(p.60)				
	収集運搬体制の効率化によりエネルギー消費量の低減を進めるとともに、低公害車の導入を継続し、環境負荷の削減を図ります。	・収集運搬体制の効率化 ・低公害車の導入の継続	収集運搬体制の効率化については、行政と事業者間の定例打合せ等を通じて実施されている。エネルギー消費量の低減については、事業者に主体的に取り組んでもらっている現状があるが、委託収集のパッカー車は低公害車(車検証備考欄に「燃費基準達成車」「低排出ガス車」の記載があるもの)化しており、環境負荷の削減は進んでいる。	A 達成(おおむね達成できている)	収集運搬の効率化、低公害車の導入を継続する。
28	5 安全かつ安定的な処理運搬体制の確保(p.61)				
	ごみ・資源の収集運搬作業においては、交通法規を遵守し、事故等を起こさないよう安全な収集作業に努めるとともに、収集作業員への指導を行います。また、ライターやスプレー缶などの危険ごみが、他のごみに混入し、パッカー車で収集を行った場合、収集車両の火災や爆発事故を引き起こす要因となります。このような事故を防ぐため、危険ごみの分別の徹底を周知し、安全かつ安定的なごみ・資源の収集体制を確保します。	・収集作業員への指導 ・危険ごみの分別徹底の周知及び安全かつ安定的な収集体制の確保	交通法規遵守等の収集作業員への指導は、講習会などを通じて定期的実施している。スプレー缶等危険ごみの市民への分別徹底の周知は、火災事故事例等を広報で紹介する等を通じて留意喚起を行っている。自治会等、ごみの分別・適正排出の指導を行う。	A 達成(おおむね達成できている)	交通法規遵守等の収集作業員への指導や危険ごみの分別徹底の周知については、常時継続していく必要がある。引き続き適切な分別・排出の徹底を進めて行く。
【第5節】中間処理・最終処分のための施策(p.62)					
29	1 分別区分ごとの中間処理方法の確立(p.62)				
	分別区分ごとの中間処理方法は下表のとおりとします。 (下表省略)	・分別区分ごとの中間処理方法の確立	○硬質プラスチックの資源化開始(平成23年6月～) ※価格下落により、平成28年3月で休止中。 ○使用済小型家電のイベント回収開始(平成25年10月～) ○羽毛布団のリサイクル開始(平成25年12月～) ○陶磁器、ガラスのリサイクル開始(平成27年4月～) ○宅配便を活用した使用済み小型家電回収に関する連携協定を締結(平成28年2月～)	A 達成(おおむね達成できている)	使用済小型家電のイベント回収については、市場価格の動向をうかがいながら、それに対応した回収方法を模索する。また、リネットジャパンが行っている宅配便による小型家電回収事業について引き続き市民への周知を図る。資源の売却については、買取価格の変動により資源として売却ができなくなる場合もあるが、概ね資源化は出来ている。今後も、新たに資源として処理できるものがあれば資源化に取り組む。
30	2 府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化検討(p.62)				
	府中市リサイクルプラザが、事故等により施設の運転ができなくなった場合、燃やさないごみ、粗大ごみ、容器包装プラスチック・びん・かんなどの資源の処理に支障をきたしてしまいます。本市のごみ・資源を安定的に処理するため、府中市リサイクルプラザの安定操業に努めます。また、各処理工程については、処理対象物の量や質の推移を見ながら、必要に応じて効率化を検討します。	・安定操業に努める ・処理対象物の量や質の推移により、効率化を検討する	設備のメンテナンスや定期点検を実施し、施設が安定操業でき、ごみの処理が滞ることの無いように努めている。処理の効率化については、設備更新の際に実情に合わせて効率化を検討する。	A 達成(おおむね達成できている)	引き続き安定操業に努めるとともに、計画的な設備更新を図っていく。

府中市一般廃棄物処理基本計画(現行) 施策の実績と評価について

	内容	内容(要約)	実績と進捗評価	今後の方向性		
	3 クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル(p.62)					
31	<p>クリーンセンター多摩川の運営は、一部事務組合である多摩川衛生組合で行っていますが、事故等により施設の運転ができなくなった場合、燃やすごみの処理に支障をきたしてしまいます。本市のごみを安定的に処理するため、クリーンセンター多摩川の安定操業に努めるよう、構成市として働きかけを行います。</p> <p>また、クリーンセンター多摩川で焼却したごみの焼却灰は、スラグ化し、有効利用していきいますが、灰溶融はエネルギーコストの増大やスラグの用途などが、全国的な課題となっていることを勘案しながら、今後の進め方については組合の中で検討する必要があります。また、スラグ化できない飛灰については東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設によりセメント化し、有効利用します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安定操業の働きかけ 灰溶融については、エネルギーコストやスラグの用途などを勘案しながら、組合の中で検討する 飛灰はセメント化し、有効利用する 	<p>正副管理者会議(市長)、構成市運営協議会(部課長)及び担当者部会(係長級及び担当者)を定期的に開催し、多摩川衛生組合と構成市間で常に情報共有を行うなど、構成市として安定操業への働きかけを続けている。</p> <p>灰溶融施設については平成28年度中に廃止され、スラグの生産は終了している。現在は、灰の全量を東京たま広域資源循環組合施設に搬入し、エコセメント化して有効利用している。</p>	<p>A 達成 (おおむね達成できている)</p>	<p>引き続き、現行の処理体制を基本にクリーンセンター多摩川での中間処理を継続していく。また、東京たま広域資源循環組合施設でのエコセメント化も継続していく。</p> <p>今後、クリーンセンター多摩川の施設延命化工事にも注視しつつ、安定操業の働きかけを継続していく。</p>	<p>A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)</p>
	4 最終処分量ゼロの継続(p.63)					
32	<p>資源分別と中間処理後の資源化による最終処分量ゼロを今後とも継続します。また、クリーンセンター多摩川や東京たま広域資源循環組合との連携・協力により、焼却灰の溶融スラグやエコセメントの有効利用先の安定的な確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分量ゼロの継続 焼却灰の溶融スラグやエコセメントの有効利用先の安定的な確保 	<p>最終処分量ゼロは継続しているが、中間処理施設において生産したスラグの有効利用先の確保が困難であり、大量に貯留される状況があった。この点については、現在溶融スラグの生産を終了し、焼却灰の全量をエコセメント化して有効活用している。</p>	<p>B 一部達成</p>	<p>最終処分量ゼロを継続する。エコセメントの有効利用先の確保については注視していく必要がある。</p>	<p>A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)</p>
	5 中間処理施設等の非常事態時における相互支援(p.63)					
33	<p>府中市リサイクルプラザやクリーンセンター多摩川など、本市における非常事態時や他市のごみ処理に係る非常事態時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携し、円滑なごみ処理事業を維持できるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本市や他市における非常時、また、災害発生時には、他自治体や関係団体と相互に支援・連携に努める 	<p>多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定(自治体間の相互連携支援体制)が機能しており、非常事態時に備えている。</p>	<p>A 達成 (おおむね達成できている)</p>	<p>現行の広域支援体制は維持し、災害等の非常事態時に備えていく。</p>	<p>A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)</p>
	6 新たな資源化の調査研究(p.63)					
	(1)【重点施策】せん定した枝葉の資源化(p.63)					
34	<p>せん定した枝葉については、民間処理施設を活用して資源化(チップ化や炭化など)を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間処理施設を活用した枝葉の資源化 	<p>○剪定枝再資源化処理事業 資源化量: 64,640kg(平成27年度) 剪定枝については、民間専門業者に再資源化を委託している。</p>	<p>A 達成 (おおむね達成できている)</p>	<p>継続して資源化を図る。</p>	<p>A 継続実施(おおむね進んでいるので、現状どおりすすめていく)</p>
	(2)【重点施策】生ごみ等資源化施設の調査研究(p.63)					
35	<p>生ごみは、ごみ量に占める割合が高いため、さらなるごみ減量・リサイクルの推進に向けては、この資源化に着手することが必要です。そのため、他市と共同で生ごみの資源化に向けた調査研究を行います。また、市内で食の資源循環を行うため、給食残さの一部を堆肥化し、市内農家などで活用する実験を行います。</p> <p>引き続き、本市の都市形態に合った生ごみの資源化の方法について、新たな技術導入の可能性も視野に置きながら、他市と連携して調査研究を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの資源化に向けた調査研究 給食残さの一部を利用した堆肥化実験の実施 本市の都市形態に合った生ごみの資源化方法の調査研究 	<p>○生ごみ資源循環型モデル事業 ①給食残渣を利用したモデル事業 給食残渣投入量/堆肥用資材生成量: 47kg/326kg(平成26年度) ②家庭系生ごみを利用したモデル事業 搬入量: 1,436kg(平成27年度)</p>	<p>B 一部達成</p>	<p>給食残渣のたい肥化については一定の成果をあげたことから、同様の方法で家庭系生ごみの一括処理モデル事業を28年度までの期間で実施しており、本事業の成果を基に、本市の都市形態に適合した事業形態を模索する。</p>	<p>A- 更なる充実(おおむね進んでいるが、更なる充実(努力)が必要である)</p>